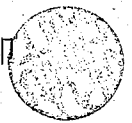


受命裁判官認印



受命裁判官認印



第13回弁論準備手続調書（認諾）

事件の表示	令和5年（ワ）第70674号
期日	令和7年7月18日午前9時30分
場所等	東京地方裁判所民事第40部準備手続室
受命裁判官	中島基至
受命裁判官	坂本達也
裁判所書記官	保科博史
出頭した当事者等	原告代表者 井上太 原告代理人 日野修男 被告代表者 澁井史昭 被告代理人 松本賢人

指定期日

当事者の陳述等

被告

本件請求を認諾する。

当事者の表示

静岡県富士市柳島100番地10

原告 株式会社北里コーポレーション

上記代表者代表取締役 井上 太

上記訴訟代理人弁護士 日野修男

東京都新宿区新宿二丁目5番3号AMビル9階

被告 株式会社リプロライフ

上記代表者代表取締役 桑山正成

上記訴訟代理人弁護士 松本賢人

請求の表示

請求の趣旨

別紙請求の趣旨記載のとおり

請求の原因

別紙請求原因記載のとおり

裁判所書記官 保科 博史



請求の趣旨

被告は、原告に対し、被告が運営するウェブページ (<https://reprolife.jp/ja/>) に別紙訂正広告目録第1記載の訂正広告を同別紙第2記載の掲載条件で掲示せよ。

別紙

訂正広告目録

第1 掲載文

訂正広告

当社は、第37回日本受精着床学会総会・学術講演会—プログラム・講演抄録集—（令和元年7月8日発行）の背表紙において、当社商品を用いたチャレンジ100の取組みに関する広告を掲載した際、当社商品につき、凍結卵融解後に生存率100%が達成できると誤認させる表示を行いました。これにより、医療従事者の皆様が当社商品の品質を誤認する可能性があったことから、今般、当該広告を撤回し、当該広告を削除したことを報告致します。

当該広告により、ご迷惑をおかけした関係者の皆様に対し深く陳謝し、以後こうしたことがないよう再発防止に取り組めます。

年 月 日

株式会社リプロライフ

代表取締役 桑山正成

澁井史昭

第2 掲載条件

文字サイズ 12ポイント以上

文字色

黒色

背景色

白色

字 体

明朝体

年月日

掲載開始日

掲載期間

掲載開始日から3ヶ月間継続して掲載

請求原因

1 被告による不正競争（令和3年3月30日から同年12月29日まで）

準備書面（6）の「第3 令和3年3月30日から同年12月29日までの原告の損害額算定」「1 被告による不正競争」において、この間、被告による不正競争がなされたことを主張立証し、また、この間の損害額算定のための文書提出命令を申し立てた。

2 被告による不正競争（令和3年12月30日以後から訴え変更申立の日まで）
訴状27頁「8-2」に記載のとおり、以下の表示を行ったものである。

「4-2 旧ツイッター公式アカウントのウェブサイトでの表示（甲5～7）」

「4-3 トロフィーによる表示（1）「IVF大阪クリニック」トロフィー（甲5-6）」

「4-3 トロフィーによる表示（2）「操レディースホスピタル」トロフィー（甲5-10）」

「4-4 日本受精着床学会総会・学術講演会誌における広告（甲10-1, 2）」

「4-5 日本エンブリオロジスト学会誌における広告（甲8-1, 2）」

上記各表示には別紙1 標章目録記載の標章1（以下、本件標章）と、別紙2 表示目録記載の表示2を含む「Welcome to the "100% SURVIVAL CLUB"」が表示されている。なお、これらの標章と上記「Welcome to the "100% SURVIVAL CLUB"」表示は結合されて表示された場合は、別紙1 標章目録の標章2と同一である。

本件標章：

100% =>
SURVIVAL =>
CLUB =>



「100% SURVIVAL CLUB」の表示：

"100% SURVIVAL CLUB"

3 執行文異議控訴審の判決である東京高等裁判所判決（甲29）について

3-1 令和5年12月13日東京高等裁判所判決（甲29）は「乙10～12」を引用するところ、高裁判決が引用する証拠は、本訴えの変更申立においても参考になると思料するので説明する。東京高裁判決（甲29）が引用する「乙10～1

2」は、本訴甲22～24として証拠提出した。本訴号証と高裁引用号証、知財高裁判決の対応は次のとおりである。

本訴甲22は東京高裁判決が引用した「乙10」であり、「REPROLIFE Challenge 100 トライアル契約」（知財高裁における乙42-1）、

本訴甲23は東京高裁判決が引用した「乙11」であり、「REPROLIFE Challenge 100 トライアル契約」訳文（知財高裁における乙42-2）、

本訴甲24は東京高裁判決が引用した「乙12」であり、知財高裁における令和元年10月10日付証拠説明書である。

すなわち、被告は令和元年10月10日、「REPROLIFE Challenge 100 トライアル契約」（英文と訳文）を、知財高裁平成31年（ネ）第10008号不正競争防止法に基づく差止・損害賠償請求控訴事件において乙42-1、訳文乙42-2として、同日付証拠説明書と共に証拠提出したものである。

東京高裁判決（甲29）が引用した「REPROLIFE Challenge 100 トライアル契約」は被告の「チャレンジ100」の実態を示すものであり、被告の不正競争を明らかにするところであるので、説明する。

3-2 被告の「チャレンジ100」の取り組みについて

被告は、自らのウェブページにおいて「チャレンジ100(Challenge 100)」を説明する（甲1）。

What is Challenge100 ?

専任インストラクターを派遣し、クライオテック法実技トレーニング、ワークショップを実施後、卵子、分割胚または胚盤胞いずれかの凍結周期にて、世界100施設・連続する100融解周期・生存率100%達成を目指す取り組みです。

（甲1）

上記に記載されたとおり、被告の「チャレンジ100」（Challenge 100）は、「世

界100施設・連続する100融解周期・生存率100%達成」を目指す取り組みである。

3-3 「100% SURVIVAL CLUB」の表示について

最高裁判所が首肯した（甲49）、令和5年12月13日東京高裁判決（甲29）は、次のとおり判示する。

「控訴人の主張する点を踏まえても、「100% SURVIVAL CLUB」は、控訴人が、原告製品の使用による卵子等の凍結融解において100%生存を達成した医療施設を認証することにより、原告製品を使用する医療施設において、一定の技量を習得すれば、これを達成することができること、すなわち、原告製品には上記達成を阻害する要因がないことを示すものであったと認めることができる。控訴人が本件取組において当該表示をこのような趣旨のものとして用いていたことについては、控訴人自身が本件判決に係る訴訟の控訴審において、当該医療施設との間の本件取組に関する契約書及びその翻訳文を書証として提出した際に、その証拠説明書において、本件取組について上記のとりの説明をするとともに、卵子等の凍結融解において原告製品を使用する手法であるクライオテック法によれば、条件を充たす限り、生存率100%が達成できる旨を記載していたこと（乙10～12）からも明らかである。」（下線は代理人による）（甲29・3頁）

3-4 知財高裁差止判決（甲12）における「チャレンジ100」と「Challenge 100 トライアル契約」について

知財高裁差止判決（甲12、以下差止判決）は次のとおり判示する。

ウ(7) 被控訴人は、技術講習会に参加し、認定登録された医療関係者が所属する施設であっても継続的に生存率100%を達成していることを確認するために、平成31年4月頃から、「チャレンジ100」という施策を始め、複数の医療機関とそれを行う旨の合意し、覚書を締結している(乙42の1・2, 乙43)。

「チャレンジ100」とは、施設ごとに、認定登録された技師から3名を選んで、卵子、分割胚又は胚盤胞の凍結周期、いずれか一つのステージで、連続する100融解周期にて生存率100%を達成したことを確認するというものである。

(甲12・差止判決27頁)

上記裁判において、被告は「REPROLIFE Challenge 100 トライアル契約」(差止判決乙42-1・本訴甲22)、同訳文(差止判決乙42-2・本訴甲23)を提出したものである(令和元年10月10日付証拠説明書(本訴甲24))。

被告の「Challenge 100 トライアル契約」は「100% SURVIVAL CLUB」入会のためのトライアル(試験)に他ならない。

訳文甲23の3頁「入会資格」には次のとおり記載されている。

100% SURVIVAL CLUB 入会資格

3条1項 入会資格

候補者は、以下の項目を満たしている場合、100% Survival Club への入会資格を有する。

100% SURVIVAL CLUB メンバーへの報奨

4条1項 報奨

候補者は、100% Survival Club への入会を認められた場合、ガラス化凍結技術の100%成功率に対して報奨を受ける。

100% SURVIVAL CLUB メンバーへの報奨には、「100%成功率に対して報奨を受ける」とされており、医療データの真実性を歪めるおそれがあり、かかる条項は公序良俗(民法90条)に違反する疑いがある。報奨を前提とする医療データは、信

用性を欠くものである。

トライアル結果

2条1項 生存基準

卵母細胞と胚は、とりわけ以下の条件を満たす場合に生存したとみなされる。

2.1.1 ガラス化凍結と凍結融解の両方の凍結保存プロセスが卵母細胞または胚の品質に影響を与えていない。

2.1.2 卵母細胞または胚が、ガラス化凍結および凍結融解プロセスの前と後でほぼ同じに見える。

2.1.3 卵母細胞または胚が、加温過程において WS1 ウェルの中で洗浄液に浸されてから 5 分後に、顕微鏡視野で回復中または完全回復が観察される。WS1 ウェルは、技術講習中に確認されるものとする。

2.1.4 候補者がトライアルで使用する胚を選択した場合、その胚を構成するすべての細胞の 30%以上が 2.1.3 に記載されている状態にある場合、その胚は生存したとみなされる。

2.1.5 その前の条項にもかかわらず、胚が解凍プロセス後に合理的な受胎機会

で移植された場合、その胚は生存胚とみなされる。

上記「生存基準」は「融解後の卵子を WS（洗浄液）で5分間の処理中に観察して判定するのであり」、「一般に承認された判定方法と異なる方法で生存率を判定している」ものであるから、「臨床の現場において一般に承認された判定方法によって100%の生存率を達成することにはならない」と、知財高裁判決が認定するところである（甲12・差止判決69，70頁）。

しかし、前記エのとおり、被控訴人の開催する技術講習会においては、融解後の卵子をWS（洗浄液）で5分間の処理中に観察して判定するのであり、臨床の現場において一般に承認された判定方法と異なる方法で生存率を判定しているのであるから、被控訴人の技術講習会に参加し、生存率100%を達成できると判定された者が、被告製品を使用して、卵子の凍結、融解をした場合に、臨床の現場において一般に承認された判定方法によって100%の生存率を達成できるということにはならない。

（甲12・差止判決69，70頁）

すなわち、「Challenge 100 トライアル契約」における生存率判定は、臨床の現場

において一般に承認された判定方法ではないから、被告のいう「生存率」は、臨床の現場における「生存率」と全く無縁の数値であり、被告の「生存率100%」はこの点からも根拠を欠くものである。

5条2項 100%生存率

候補者は、入会期間中、継続して100%生存率を維持しなければならない。ただし、候補者が100%生存率の維持に失敗した後で100%生存率を回復した場合は、100%生存率の維持義務に違反したとはみなされない。

「候補者は、入会期間中、継続して100%生存率を維持しなければならない。」と、「100%生存率の維持義務」を規定する一方で、「候補者が100%生存率の維持に失敗した後で100%生存率を回復した場合は、100%生存率の維持義務に違反したとはみなされない。」とするものであって、「生存率100%の失敗」の存在を自認するものである。

被告製品において、卵子凍結融解後の生存率100%が達成されないという研究報告書は、知財高裁判決が引用した他にも枚挙にいとまがないが、「チャレンジ100トライアル契約」の条項自体、被告製品によって生存率100%が達成されないことを前提とするものである。被告の「生存率100%」は、失敗事例を除いた上で算定されたものに他ならない。

(1) 被告は、臨床の現場において一般に承認された判定方法ではない方法によって生存を判定して、臨床の現場における「生存率」とは無縁な数値を「生存率」と称し、かつ、

(2) 「100%成功率に対して報奨を受ける」という条件で行われ、かつ、

(3) 失敗した事例を除いて算定された「生存率100%」をもとに、

100回の試験の全てにおいて凍結、融解後の生存率が確認されたとする「100% SURVIVAL CLUB」は、「凍結卵を解凍した後の生存率100%を達成できる」旨の品質を誤認させる被告の宣伝広告のツールに他ならず、確定判決の主文第2項の「100% survival」の表示の禁止の範囲にあることは明らかである。

この点、知財高裁判決は「チャレンジ100」について、生存率判定方法そのも

のが一般的に承認された方法ではないこと、「100回の試験の全てにおいて凍結、融解後の生存が確認された旨の記載」があったとしても、生存率100%を達成したと認めることができないと認定し（甲12・差止判決70頁）、「チャレンジ100」における「生存率100%」は、品質を誤認させる表示と認定した。

凍結した卵子の融解後の生存率がどの程度であるかは、卵子凍結に携わる医療関係者あるいは患者にとって、最大の関心事であり、「生存率」は卵子凍結関連商品の重要な性能評価基準であるところ、「100% SURVIVAL」は「生存率100%」を意味するところであり、「凍結卵を解凍した後の生存率100%を達成できる」旨の表示に他ならない。

準備書面（6）「1 被告の不正競争」（10頁）に述べたとおり、卵子凍結関連商品の宣伝広告媒体において、本件標章、あるいは、「100% SURVIVAL CLUB」を表示する行為は、間接強制決定（甲14）主文1項が命じる不作為義務に違反するのみならず、不正競争防止法2条1項20号の不正競争に該当する。

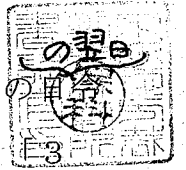
すなわち、被告は令和3年3月30日差止判決（甲12）が不作為義務を命じた後も、不正競争防止法2条1項20号の不正競争を行ったものに他ならない。

4 損害賠償請求の請求原因の追加（主位的請求）

4-1 被告による不正競争（令和3年3月30日から同年12月29日まで）の損害賠償請求権の請求原因は、準備書面（6）に記載したとおりである。

4-2 令和3年12月30日から訴え変更申立の日までの間、本書面「2 被告による不正競争（令和3年12月30日以後から訴え変更申立の日まで）」に述べたとおりの表示を行ったものであって、これらの表示は、令和3年3月30日差止判決（甲12）が不作為義務に違反するのみならず、不正競争防止法2条1項20号の不正競争に該当する。

不正競争に基づく損害賠償額は、準備書面（6）「2 不正競争防止法は不正競争に係る損害賠償に関する措置を講じていること」（12頁）以下に記載した方法によって算定される。



すなわち、差止判決が言い渡された令和3年3月30日から訴え変更申立の
和6年12月17日までの1359日間の被告の利益額は、準備書面(6)
被告製品の年間売上額の算定」で算定した被告製品年間販売額219,099,0
89円について、上記1359日間を日割計算した販売額は815,768,93
6円を下回らず、これに被告の利益率70%を乗じて算定される被告が得た利益額
は571,038,255円を下回らず、本件不正競争による寄与の割合は15%
を下回らないと見込まれるから、被告の不正競争による上記1359日間の原告の
損害額は85,655,738円を下回らない。さらに、原告は弁護士に依頼して
本訴を提起したものであり、上記金額の10%相当の弁護士費用相当額の損害を請
求でき、弁護士費用相当額を加算した94,221,312円を不正競争防止法4
条に基づき被告に請求する権利がある。

上記金額のうち、原告は被告に対し、間接強制決定(甲14)が定めた不作為義
務違反の損害金1日当たり23,737円の1359日間分、すなわち、32,25
8,583円の限度で請求するところ、間接強制決定の債権差押により、令和3年
12月30日から令和4年5月10日までの132日分3,133,284円は取
立ずみであるから(甲40)、この額を控除して、31,945,299円を請求
する。また、不正競争による営業上の利益の侵害による損害の計算をするため、原
告は被告に対し、文書提出命令申立書(訂正申立書)記載の書類の提出を求める。

5 不正競争防止法の差止請求権について

不正競争防止法は、第3条第1項で「侵害の停止又は予防を請求することができ
る。」と狭義の差止請求権を規定し、第2項で「侵害の行為を組成した物(中略)
の廃棄、侵害の行為に供した設備の除却」と「その他の侵害の停止又は予防に必要
な行為を請求することができる。」と定め、狭義の差止請求権(3条1項)と、廃
棄除却請求権(3条2項)を「差止請求権」と規定するものである。

5-1 不正競争防止法3条1項「狭義の差止請求権」

「不正競争によって営業上の利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある者

は、その営業上の利益を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。」(同法3条1項)

保護法益は「営業上の利益」である。差止請求権の権利主体は「営業上の利益」を侵害され、又は侵害されるおそれがある者であり、差止は営業上の利益を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対して向けられる。

差止請求権の内容は「侵害の停止」すなわち現在ある侵害の停止を求めること、「侵害の予防」すなわち将来予想される侵害行為を禁止することである。

被告は、令和6年3月22日付被告準備書面(1)において、「被告は、上記1の①については、本決定の送達日である令和3年12月27日の翌日である同月28日には、念のために削除した。上記1の②については、令和4年5月10日に、念のために削除した。」(8枚目6行以下)とするに過ぎず、差止判決(甲12)が命じる間接強制決定に対して、執行抗告を提起して棄却され(甲15)、請求異議訴訟で棄却され(甲19)、その控訴審で控訴棄却され(甲20)、執行文付与に対する異議の訴えで請求棄却され(甲21)、その控訴審で控訴棄却され(甲29)、最高裁判所はその上告、上告受理申立てを棄却した(甲49)ものであって、さらに、原告の営業上の利益が侵害されるおそれがあるというべきである。

5-2 差止を求める表示及び物品について

(1) 別紙1 標章目録記載の標章1は、内側の円の中央部に「100%」、「SURVIVAL」、「CLUB」を3段で表示し、その上部の円周上に Welcome to the の英文字、その円の下側にはシダ状の枝の図柄、円の外周部には唐草様の飾りを配し、さらに全体を円形で囲う図形からなり、内側の円の中央部に三段に記された100% SURVIVAL CLUBの印象が大きいことから、見る者をして全体として「100% SURVIVAL CLUB」のメダルであると認識させる標章である。令和4年7月26日、別訴請求異議判決において東京地裁は本件メダルが不作為義務に違反すると認定し(甲19)、控訴審判決もその判断を首肯した(甲20)。

(2) 別紙1 標章目録記載の標章2は、標章1の下方に「Welcome to the」と「100% SURVIVAL CLUB」の文字列を配置して、標章1と結合して表示した標章であり、被告が多用する標章である。

(3) 別紙2 表示目録記載の表示1は「100% Survival Club」であり、甲1、甲3等において、被告が実際に使用する表示である。

(4) 別紙2 表示目録記載の表示2は、別紙1 標章目録記載の標章2において、標章1の下部において、被告が実際に使用する表示である。

(5) 別紙3 トロフィー目録のトロフィーは、「世界100施設・連続する100融解周期・生存率100%達成」を目指すとする「チャレンジ100」(甲1)の取り組みにおいて使用される(甲3)。

ガラス化凍結保存容器及びそれと共に用いる凍結液、融解液の広告、取引に用いる書類及びウェブサイトその他の宣伝広告媒体において、上記各標章・各表示を表示する行為は「商品の(中略)品質(中略)について誤認させるような表示」(不正競争防止法2条1項20号)に該当するから、その侵害の停止を請求する(同法3条1項)。

よって、原告は被告に対して、不正競争防止法第3条第1項に基づき、請求の趣旨第2から第4項に記載の不正競争の差止めを求める。

5-3 不正競争防止法3条2項「廃棄除却請求権」

不正競争防止法は「不正競争によって営業上の利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある者は、前項の規定による請求をするに際し、侵害の行為を組成した物(中略)の廃棄、侵害の行為に供した設備の除却その他の侵害の停止又は予防に必要な行為を請求することができる。」(同法3条2項)と定め、3条1項の差止めを請求するに際して、違法状態又は違法行為組成物件の除去と廃棄、その他の侵害の停止又は予防に必要な行為を請求できると定めるものである。

(1) 別紙1 標章目録記載の標章あるいは別紙2 表示目録記載の表示が表示された広告は、「侵害の行為を組成した物(侵害の行為により生じた物を含む。)」(3条

2項)に該当する。

(2) 別紙3のトロフィーは、別紙1標章目録記載の標章あるいは別紙2表示目録記載の表示が表示されており、専ら、「世界100施設・連続する100融解周期・生存率100%達成」を目指すとする「チャレンジ100」(甲1)の取り組みにおいて使用される物であるから、「侵害の行為を組成した物(侵害の行為により生じた物を含む。)」(3条2項)に該当する。

よって、原告は被告に対して、不正競争防止法第3条第2項に基づき、請求の趣旨第5項に記載の物の廃棄を求める。

5-4 不正競争防止法3条2項「侵害の停止又は予防に必要な行為の請求」

(1) 横浜市緑区鴨居6-19-20株式会社ヒューマンリプロ・K内所在の一般社団法人日本臨床エンブリオロジスト学会(甲6-2)が2021年12月10日発行した「日本臨床エンブリオロジスト学会雑誌第23巻第2号」(甲8-1)の裏表紙には、別紙1標章目録記載の標章2、別紙2表示目録記載の表示2が表示され、被告製品の画像、名称等が表示されている。(以下余白)

ガラス化法は次世代へ

チャレンジ100 エントリー施設増加中



Welcome to the
"100% SURVIVAL CLUB"

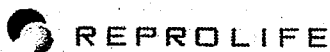
企業の安心感は製品品質の安心感
「安心・安全で高品質な製品」をお届けいたします。



「Ready to Vitri Kit」
「Ready to Warm Kit」

サンプルのご希望、お問い合わせは
弊社HPもしくはお電話にて

第27回日本臨床エンブリオロジスト学会 技術ワークショップにてご体験いただけます。



〒160-0022 東京都港区麻布台2-5-3 Aビル9階
TEL 03(5425)8937 FAX 03(5425)8932
http://reprolife.jp E-mail:cyotec@reprolife.jp

(甲8-1) 裏表紙

上記広告は、日本臨床エンブリオロジスト学会の会員約700名(甲8-3)とワークショップ参加者・当日参加者に配布され、これら会員らの手元において表示され続けている。

さらに、同誌(甲8-1)は、国立国会図書館に収納され閲覧に供されており、誰でも上記広告に接することができる(甲8-5)。

被告の不正競争により、原告の営業上の利益の侵害は続いている。

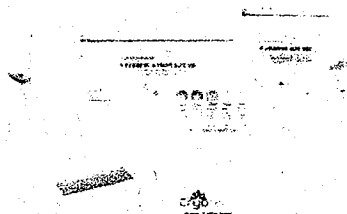
(2) 東京都港区麻布台1-11-9 BPRプレイス神谷町株式会社コンベックス内所在の一般社団法人日本受精着床学会(甲8-6)が2019年7月8日発行した

「第37回日本受精着床学会総会・学術講演会 プログラム・講演抄録集」(甲10-1)の裏表紙には、「胚生存率100%クライオテック法」、別紙1標章目録記載の標章2、別紙2表示目録記載の表示2、「生存率100%をクリニックと共に実現する」が表示され、被告製品一式の画像が表示されている。

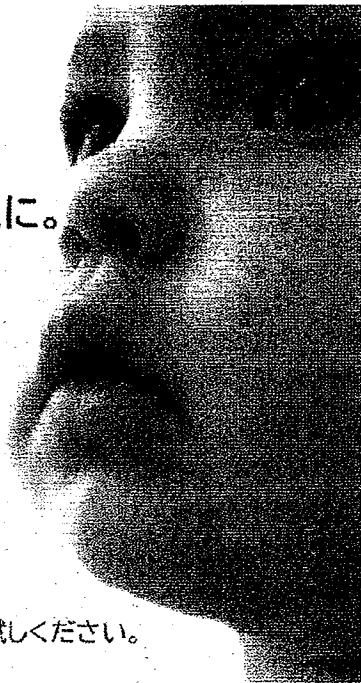
「卵を大切に」

旧法には真似できない

驚きの生存率・妊娠率がここに。

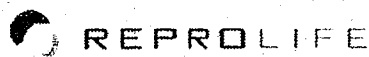


世界75か国20万症例の新標準
「胚生存率100%クライオテック法」をお試しください。



Welcome to the
100% SURVIVAL CLUB

世界連動企画
「ガラス化チャレンジ100」
無償トライアル実施中



〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1
TEL: 03-5625-6931 FAX: 03-5625-6932
E-mail: info@reprolife.jp

(甲10-1) 裏表紙

上記学会誌は同学会の総会・学術講演会誌のウェブページ (http://www.jsfr.jp/meeting/abstract_archive.html) において会員に向けて表示されている
被告の不正競争により、原告の営業上の利益の侵害は続いている。



広告物は侵害の行為を組成した物であり、その廃棄を求めることができるが、第三者の手に渡った広告物については、当該第三者に対して廃棄を求めることは困難であるから、原告は被告に対して、上記（１）（２）の不正競争について、不正競争防止法第３条第２項に基づき、侵害の停止又は予防に必要な行為を請求する。

（３）被告は、令和３年１１月１６日から、被告のウェブサイトにおいて、「チャレンジ100 (Challenge 100)」について「生存率１００％達成を目指す取り組みです。」（甲１）、「生存率１００％をクリニックと共に目指す」と共に、「100% SURVIVAL」を含む別紙１標章目録記載の標章２（甲２）、「Welcome to 100% Survival Club」、「凍結融解100%生存」、「100% Survival」、別紙３記載のトロフィー（甲３）を表示した。

被告は、令和３年７月２０日から旧ツイッター公式アカウント（https://twitter.com/official_repro）（甲５－１）のウェブサイトにおいて、「ＩＶＦ大阪クリニック」（甲６－１，２）について「卵子の凍結融解100%生存達成された素晴らしいクリニック」、「凍結卵を解凍した後の生存率100%を達成できる」旨の表示をし（甲５－３）、別紙３記載のトロフィー（「2020/10/12」付け）をＩＶＦ大阪クリニックに交付し、同クリニック内に上記トロフィーを展示させ（甲５－４）、上記トロフィーを撮影した写真（甲５－５）を旧ツイッター公式アカウント（https://twitter.com/official_repro）上に表示し、

「医療法人セントポーリア 操レディスホスピタル」（甲７－１，２）について「胚の凍結融解連続100周期100%生存を達成された凍結技術に優れた医療機関です。」、「凍結卵を解凍した後の生存率100%を達成できる」旨の表示をし（甲５－７）、別紙３記載のトロフィー（「2019/11/20」付け）を操レディスホスピタルに交付し、同施設内に上記トロフィーを展示させ（甲５－８）、上記トロフィーを撮影した写真（甲５－８）を旧ツイッター公式アカウント（https://twitter.com/official_repro）上に表示した。

差止判決（甲１２）の別紙１から４までは、全て被告のインターネット上のウェ

ブサイトの表示である。

判決 8 6 頁別紙 1 の最下欄には、下記の URL とプリント日が表示されている。

<http://reprolife.jp/history/>

2018/01/04

判決 8 8 頁別紙 2 の最下欄には、下記の URL とプリント日が表示されている。

<http://reprolife.jp/products/>

2018/06/22

判決 8 9 頁別紙 3 の最下欄には、下記の URL とプリント日が表示されている。

<http://cryotech-japan.jp/>

2018/01/04

判決 9 0 頁別紙 4 の最下欄には、下記の URL とプリント日が表示されている。

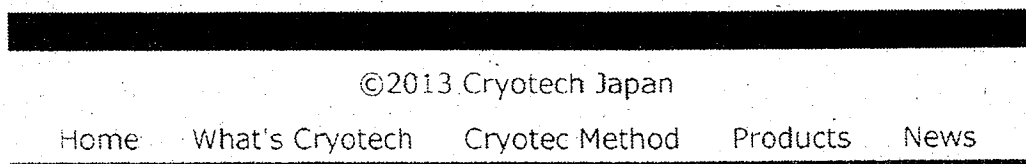
<http://cryotech-japan.jp/about/>

2018/01/04

判決 8 6 頁別紙 1 のウェブサイトにおける著作権表示は次のとおりである（甲 5 5）。



判決 8 6 頁別紙 2 のウェブサイトにおける著作権表示は次のとおりである（甲 4 2）。



被告は英文サイト（甲４２）においては２０１３年から、日本語サイト（甲５５）においては２０１５年から、インターネット上において品質誤認表示を行ってきたものである。原告は、被告のかかるインターネット上における品質誤認表示の不正競争に対して、不正競争防止法第３条第２項に基づき、侵害の停止又は予防に必要な行為を請求する。

５－５ 訂正広告の掲載

（１）一般社団法人日本臨床エンブリオロジスト学会が発行する日本臨床エンブリオロジスト学会雑誌は、胚培養を行う胚培養士（エンブリオロジスト）らへ向けた専門雑誌であり、これら医療関係者に対して絶大な広告宣伝力を有する。

この裏表紙（甲８－１）に、「100% SURVIVAL」を含む別紙１標章目録記載の標章２、別紙２表示目録記載の表示２、被告製品の名称・画像を表示することは、被告製品の品質を誤認させるものであって、本雑誌が胚培養士（エンブリオロジスト）へ向けた専門誌であることにより広告効果は絶大である。

日本臨床エンブリオロジスト学会の会員等へ配布された広告は侵害の行為を組成した物であるが、それを廃棄させて侵害停止することは困難であるから、以下の内容を含む訂正広告の掲載を求める。訂正広告の内容は、次のとおりである。

「弊社は、凍結卵融解後に生存率１００％が達成できると誤認させる表示を行ってきましたが、手順を遵守して卵子等を凍結保存した場合であっても、弊社の製品は、融解後の生存率が１００％になるとは限りません。」は、被告製品の品質表示が誤っていたことを表明することによる被告製品の品質の訂正である。

「また、弊社は、知的財産高等裁判所から「100% survival」、「凍結卵を解凍した後の生存率１００％を達成できる」旨の表示をしてはならないとの判決を受けた後も、品質を誤認させる表示を行いました。」は、被告が差止命令を受けた後も誤認表示をした経緯の表明である。

「ここに、弊社の製品について上記のとおり訂正すると共に、生殖補助医療における凍結保存に関わる関係者各位に長く誤解を与え、ご迷惑をおかけしたことをお

詫びします。」は、誤認表示をして迷惑をかけたことと関係者への謝罪の表明である。被告製品は未受精卵子、受精卵、胚盤胞を扱う生殖補助医療において使われているから、謝罪の対象は「生殖補助医療における凍結保存に関わる者」であって、これには原告も含まれる。

なお、生殖補助医療は「1) 体外受精 (IVF)、2) 顕微授精法 (ICSI)、3) 胚移植 (ET)、4) ヒト卵子・胚の凍結保存ならびに凍結胚移植等の技術に対する総称」であり、卵子等の凍結保存がおこなわれる (甲 5 4)。

被告による品質誤認表示による原告の営業利益への侵害の停止・予防は、被告の品質誤認表示の対象者に対して、誤認表示と同程度の訴求力をもって誤認表示の訂正表示が必要である。被告は学会誌の裏表紙全面に品質誤認表示を含む広告を行っており、既になされた品質誤認表示の表示態様、読者への訴求力を考慮すると、同じ学会誌の裏表紙に四分の一を下回らない誌面面積による訂正広告の表示が必要であり、別紙 4 の第 1 記載の訂正広告を別紙 4 の第 2 記載の要領で掲載することによって、原告の営業利益への侵害の停止・予防を達成できる。

よって、原告は被告に対して、不正競争防止法第 3 条第 2 項に基づき、請求の趣旨第 6 項に記載の訂正広告の掲載を求める。

(2) 日本受精着床学会総会・学術講演会誌は、卵子凍結保存に関係する医療関係者へ向けた専門雑誌であり、これら医療関係者に対して絶大な広告宣伝力を有する。この裏表紙 (甲 1 0 - 2) に、「胚生存率 1 0 0 % クライオテック法」、別紙 1 標章目録記載の標章 2、別紙 2 表示目録記載の表示 2、「生存率 1 0 0 % をクリニックと共に実現する」が被告製品一式の画像を表示することは、被告製品の品質を誤認させるものであって、本誌が体外受精等の生殖補助医療を行う医療専門家へ向けた専門誌であることにより広告効果は絶大である。

日本受精着床学会の会員等へ配布された広告は侵害の行為を組成した物であるが、それを廃棄させて侵害停止することは困難であるから、以下の内容を含む訂正広告の掲載を求める。訂正広告の内容及び要領は、上記 (1) と同じである。

別紙 4 広告目録の第 1 記載の訂正広告を、別紙 4 広告目録の第 2 記載の要領で掲

載することによって、原告の営業利益への侵害の停止・予防を達成できる。

よって、原告は被告に対して、不正競争防止法第3条第2項に基づき、請求の趣旨第7項に記載の訂正広告の掲載を求める。

(3) インターネットのウェブサイトにおける表示

令和3年3月30日の知的財産高等裁判所差止判決（甲12）の主文2項は「被控訴人は、（中略）ウェブサイト（中略）において、（中略）「100% survival」（中略）及び「凍結卵を解凍した後の生存率100%を達成できる」旨の表示をしてはならない。」とウェブサイト上での表示を禁止し、主文3項から6項は全てウェブサイト上における「100% survival」等の削除命令である。

被告の品質誤認表示の広告による原告の営業利益への侵害の停止・予防は、被告がこれまでに不正競争を続けた同一のインターネット上のURLにおいて、訂正広告をすることによって、原告の営業利益への侵害の停止・予防を達成できる。

被告は、日本語のウェブサイトとは別に、海外向けの英文サイトを設け、被告製品を輸出しているものであり、「100% survival」が「生存率100%」を示す英文であること、差止判決（甲12）の別紙3、4、5が英文で表記されていることなど。被告のビジネスは海外へ向けて英文でおこなわれているから、被告の英文のウェブサイトにおいても訂正広告を行うことが必要である。「生殖補助医療」は英文では「Assisted Reproductive Technology」、略して「ART」と表記される（甲54）。

被告は、インターネットウェブサイト（あるいは旧ツイッター）にいて、英文サイトでは2013年から（甲42）、日本語サイト（甲55）では2015年から、品質誤認表示を行って、積極的に営業活動をしているものであって、インターネットウェブサイトにおける品質誤認表示は被告の不正競争の源泉である。従って、インターネットにおける訂正広告の表示期間は1年間を下回らない期間が必要である。

よって、原告は被告に対して、不正競争防止法第3条第2項に基づき、請求の趣旨第8、9項に記載の訂正広告の表示を求める。

5-6 適用法条

以上の次第で、原告は被告に対し、不正競争防止法第4条に基づき、不正競争によって生じた原告の損害の賠償を求め（請求の趣旨第1項）、同法第3条第1項に基づき不正競争の差止めを求め（請求の趣旨第2から第4項）、同法3条第2項に基づき侵害の行為を組成した物の廃棄を求め（請求の趣旨第5項）、同法3条第2項に基づき、その他の侵害の停止又は予防に必要な行為を求める（請求の趣旨第6から第9項）。

原告の営業上の利益は現在も侵害されており、原告の速やかな権利実現、及び、速やかな侵害の停止及び予防のため、仮執行宣言が必要である。

よって、請求の趣旨記載の判決と、仮執行宣言を求める。 以上

別紙1 標章目錄

標章1



標章2



WELCOME TO THE
100% SURVIVAL CLUB

別紙2 表示目録

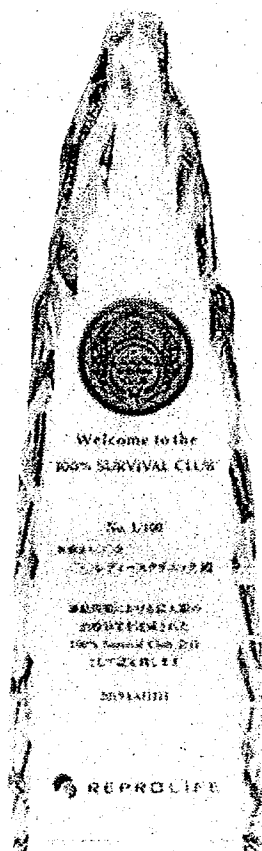
表示1

100% Survival Club

表示2

"100% SURVIVAL CLUB"

別紙3 トロフィー目録



別紙4 広告目録

第1 訂正広告

訂正広告

弊社は、凍結卵融解後に生存率100%が達成できると誤認させる表示を行ってきましたが、手順を遵守して卵子等を凍結保存した場合であっても、弊社の製品は、融解後の生存率が100%になるとは限りません。

また、弊社は、知的財産高等裁判所から「100% survival」、「凍結卵を解凍した後の生存率100%を達成できる」旨の表示をしてはならないとの判決を受けた後も、品質を誤認させる表示を行いました。

ここに、弊社の製品について上記のとおり訂正すると共に、生殖補助医療における凍結保存に関わる関係者各位に長く誤解を与え、ご迷惑をおかけしたことをお詫びします。

年 月 日

株式会社リプロライフ

代表取締役 桑山正成

第2 要領

掲載場所 裏表紙

掲載面積 横210ミリ、縦59ミリメートルをそれぞれ下回らない。

文字サイズ 11ポイントを下回らない。

文字体 明朝体

文字色 黒色

背景色 白色

年月日 広告掲載日を記入する。

別紙 5

第1 ウェブサイトURL

<https://reprolife.jp/ja/>

第2 訂正広告

訂正広告

弊社は、凍結卵融解後に生存率100%が達成できると誤認させる表示を行ってきましたが、手順を遵守して卵子等を凍結保存した場合であっても、弊社の製品は、融解後の生存率が100%になるとは限りません。

また、弊社は、知的財産高等裁判所から「100% survival」、「凍結卵を解凍した後の生存率100%を達成できる」旨の表示をしてはならないとの判決を受けた後も、品質を誤認させる表示を行いました。

ここに、弊社の製品について上記のとおり訂正すると共に、生殖補助医療における凍結保存に関わる関係者各位に長く誤解を与え、ご迷惑をおかけしたことをお詫びします。

年 月 日

株式会社リプロライフ
代表取締役 桑山正成

第3 記載要領

文字サイズ 11ポイントを下回らない。

文字体 明朝体

文字色 黒色

背景色 白色

年月日 広告掲載日を記入する。

別紙 6

第 1 ウェブサイト URL

<https://reprolife.jp/>

第 2 訂正広告

Notice of Correction of the Quality of Our Products

We have misrepresented that our products can achieve 100% survival rate after thawing cryopreserved oocytes. However, our products cannot have achieved 100% survival rate after thawing oocytes strictly performing in accordance with the protocols.

In addition, after the Intellectual Property High Court ruled that we may not use indications, such as "100% survival" or "100% survival rate can be achieved after thawing cryopreserved oocytes", we have continued to make misleading quality representations.

We hereby make the above corrections on our products and apologize for the long-standing misunderstanding and inconvenience caused to those involved in the cryopreservation of in ART (Assisted Reproductive Technology).

年 月 日

REPROLIFE Inc.

Representative: Masashige Kuwayama

第 3 記載要領

文字サイズ 11 ポイントを下回らない。

文字体 Times New Roman

文字色 黒色

背景色 白色

年月日 広告掲載日を記入する。

これは正本である。

令和 7 年 7 月 22 日

東京地方裁判所民事第 4 0 部

裁判所書記官 保 科 博 史

